

ビタミン M No.132

～ 1枚5分で1ヶ月の経営に効く ～ (2023年3月号)

<今月のトピックス>

- ・協会けんぽ保険料率の改定
- ・雇用保険料率の改定
- ・2023年度からの障害者雇用率、段階的に引上
- ・産休・育休中に必要な手続

ビタミンMの“M”とは、“Management”を指し、“お客様の経営に効く”“お客様に活力を与える”存在でありたいとの願いが込められています

協会けんぽ保険料率の改定

2023年度の協会けんぽの健康保険料率及び介護保険料率は、3月分(4月納付分)より、以下の通り変更となります。

健康保険料率(協会けんぽ)							介護保険料率		
大阪府	10.29% ↑	兵庫県	10.17% ↑	京都府	10.09% ↑	奈良県	10.14% ↑	全国一律	1.82% ↑
北海道	10.29% ↓	宮城県	10.05% ↓	東京都	10.00% ↑	福岡県	10.36% ↑		

雇用保険料率の改定

2023年4月1日から2024年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。

事業の種類	労働者負担率①	事業主負担率②	雇用保険料率①+②
一般の事業	6/1,000 ↑	9.5/1,000 ↑	15.5/1,000 ↑

2023年度からの障害者雇用率、段階的に引上げ

2023年1月18日に行われた労働政策審議会障害者雇用分科会において、2023年度以降の障害者雇用率(案)が示されました。内容は以下になります。

- 2023年度からの障害者雇用率は、2.7%とする。
- ただし、雇入れに係る計画的な対応が可能となるよう、以下のように段階的に引き上げることとする。

2023年度は2.3%で据え置き、**2024年度から2.5%**、**2026年度から2.7%**

産休・育休中に必要な手続

従業員より、産休の申出がありました。どのような手続が必要でしょうか。



①

加入している保険により異なりますが、事業所での対応が必要な手続きは、健康保険・厚生年金・雇用保険でそれぞれ以下になります。

【産休・育休中の手続】

- ・産休中の保険料免除(健康保険・厚生年金)
- ・育休中の保険料免除(健康保険・厚生年金)
- ・出産手当金(健康保険)
- ・育児休業給付金(雇用保険)

※出産育児一時金(42万円、4月から50万円)については直接支払制度利用の場合医療機関窓口で費用の差額を支払えばよく、事業所としての対応は不要



②

人的に厳しいので、子育てが落ち着いたら、育休中でも働いてもらうことは可能でしょうか。



③

育児・介護休業法上の育児休業は、子の養育を行うために、休業期間中の労務提供義務を消滅させる制度であり、休業期間中に就労することは想定されていません。しかし、労使の話し合いにより、子の養育をする必要がない期間に限り、**一時的・臨時的に**その事業主の下で就労することはできます。その場合、就労が月10日(10日を超える場合は80時間)以下であれば、育児休業給付金が支給されます。

一方で、**恒常的・定期的に就労させる場合は、育児休業をしていることにはなりません**のでご注意ください。



④

保育所入所後2週間は「慣らし保育」で預けられる時間が短く、出勤できないと言われました。その間は育休中とするのか、それとも復帰になるのか、どちらでしょうか。



⑤

慣らし保育期間については、地域における保育の実情を踏まえた上で、「慣らし保育」として適当と考えられる1~2週間程度の期間内において、育児休業期間中に保育所へ入所させることが可能です。

また、各自治体により「入所後〇〇日以内に復職すること」などの制限があり、復職証明書等を提出する必要があるため、それまでには必ず復帰するよう、復帰日を設定しましょう。

復帰日当日に子供の体調不良などで出勤できないことなどもあるでしょう。その場合は欠勤や年次有給休暇取得等でも復帰日として認められます。



⑥

ビタミンMの内容に関しては、分かりやすく簡潔に表現することを心掛けておりますので、情報のすべてを正確に表すことができない場合があります。このような場合において、内容が不正確であったこと及び誤植があったことによる生じたいかなる損害に対しても、当事務所は一切の責任を負いません。

また、ビタミンMの内容は、作成日現在において有効な情報です。制度や法律は変更されますので、ご利用日時点の内容を官公庁等にご確認ください。

「ビタミンM」はメールでの配信も可能です。「kor@nkgr.co.jp」に<事業所名・お名前・メール配信希望>をご記入の上、メールをお送りください。毎月、労務に関する最新情報をお届けいたします。

お気軽に
ご質問・ご相談ください



社会保険労務士法人 日本経営(日本経営グループ)
〒561-0872
大阪府豊中市寺内2-4-1緑地駅ビル4階
発行責任者:社会保険労務士 岩田 健
執筆担当者:岩城 恵美

TEL:06-6868-1193
FAX:06-6862-4662
Mail: kor@nkgr.co.jp



←Q&A事例集はこちら

作成日:2023.02.15

